

# 滋賀県立近江学園整備事業 競争的対話の実施要領

## 1 目的

- ・ 県および入札参加者が十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の趣旨、県の業務要求水準書等の意図を理解すること、落札者決定後の調整等を最小限に抑えることを目的として、個別に対話を実施します。

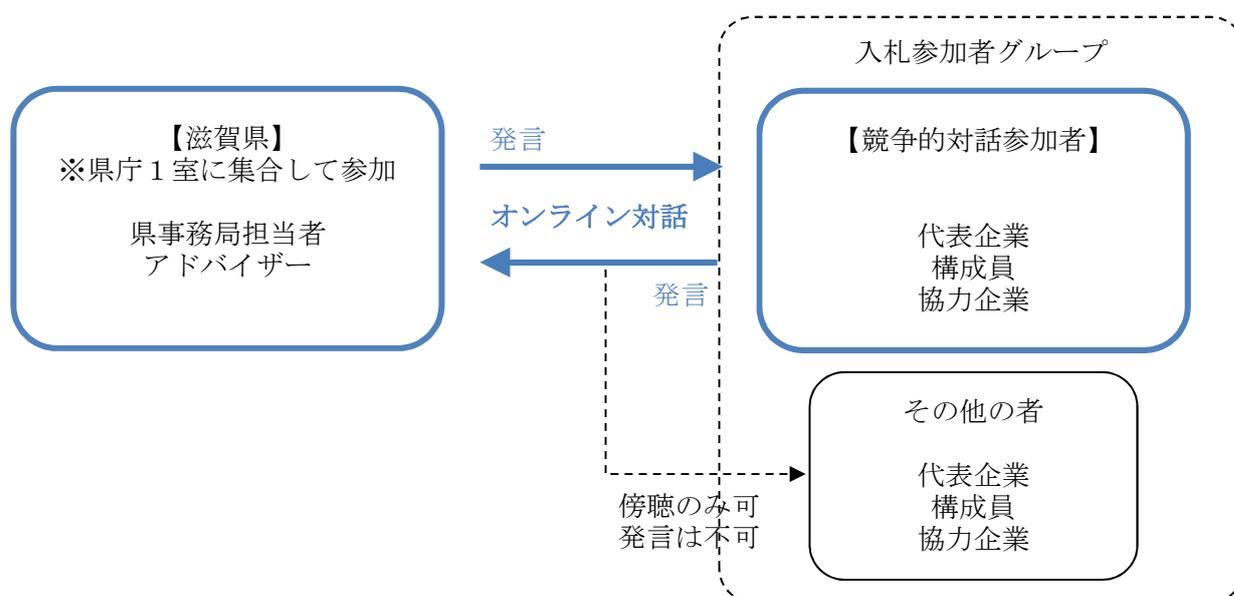
## 2 参加単位

- ・ 入札参加資格があると認められた参加グループ単位とします。
- ・ グループの全ての構成員、協力企業の参加は義務付けませんが、代表企業は必ず参加することとします。

## 3 進め方

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、以下のように進めます。

- ・ 県と入札参加者グループとはオンラインにて競争的対話を実施します。
- ・ 多数アカウントの参加によるオンライン対話は対話の遅延、停滞、混乱等のおそれがあると考え、オンライン対話を効率的に進めるため、県側1アカウント、入札参加者グループ1アカウントによる、1対1のオンライン対話とします。
- ・ そのため、対話を希望される参加者は、グループで一堂に集まって対話にご参加ください。
- ・ なお、入札参加者グループに所属する方で、対話の傍聴のみを希望される方のオンライン対話へのアクセスを排除するものではありません。効率的な対話運営のため、入札参加者グループで発言可能なアカウントは1アカウントに限定させていただくという主旨です。
- ・ オンライン会議システムは、ZOOMを予定しています。招待は県より行います。



#### 4 事前手続き

##### (1) 申込方法

- ・競争的対話への参加を希望する入札参加者は、代表企業が、令和3年2月16日（火）午後5時15分までに、「競争的対話申込書」（様式集様式1-3-1）、「競争的対話の議題」（様式集様式1-3-2）を電子メールにて県に提出してください。件名は、「競争的対話申込書」としてください。

##### (2) 提出先

滋賀県 健康医療福祉部 障害福祉課  
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
電 話：077-528-3544  
E-mail：ec0002@pref.shiga.lg.jp

#### 5 実施日時

- ・令和3年2月25日（木）・26日（金）で実施し、1グループ当たり60分とします。
- ・日程、時間は、県と代表企業との間で調整します。

#### 6 競争的対話実施者

##### (1) 入札参加者

- ・代表企業、構成員、協力企業に所属する担当者（事前に届け出た参加希望者とします。）

##### (2) 発注者

- ・県事務局担当者、アドバイザー業務委託企業担当者

#### 7 競争的対話の進め方(当日の運営)

##### (1) 時間の配分

- ・競争的対話の前後に以下のような入室・説明準備、注意事項等説明および退室の時間を見込んでいます。
- ・入室・説明準備の時間が以下の想定時間を上回った場合には競争的対話の時間を短縮することで調整するため、速やかに入室およびオンライン会議設定等の準備を行ってください。

入室・説明準備	}	対話開始時間10分前
注意事項等説明		
競争的対話		60分間
退室		1分間

## (2) 当日の進行

- ・全体の司会進行は滋賀県側で行います。
- ・対話の進め方は、以下の① → ② → ③ → ④ → ⑤ → ① → ……とします。

- ①議題ごとに参加者が背景・趣旨、確認したい内容等の説明を行います。
- ②(必要に応じて)滋賀県から、説明された背景・趣旨、確認したい内容等に対して確認、質問等を行います。
- ③その議題について滋賀県から応答します。
- ④(必要に応じて)参加者がそれを受けた再度の質疑応答を行います。
- ⑤(続いて)次の議題へ移ります。

- ・参加者間の公平性の確保を図るため、質疑応答の途中であっても予定時間を経過した時点で対話は終了します。ただし、議題ごとの時間制限は設けません。

## 8 留意事項

- (1) 競争的対話への参加は義務ではありません。また、競争的対話への参加の有無は、最優秀提案者を選定する際の審査に影響しません。
- (2) 競争的対話の議題については、参加者の任意とします。競争的対話では、県は、参加者から事前に提出された「競争的対話の議題」(様式1-3-2)について、業務要求水準を満たすものであるか否かについて回答しますが、提案内容の優劣などについて個別のアドバイス等はありません。なお、回答に確認を要するものについては、後日の回答とする場合があります。
- (3) 「競争的対話の議題」に記載がない議題や、「競争的対話の議題」に記載があっても、時間内に対話が行われなかった議題については、原則として回答を行いません。
- (4) (オンライン上の)対面・口頭による意見交換を原則としますが、県および参加者相互の意思疎通を円滑にするために、参加者が競争的対話の場で、図や資料等を書面で提示することは可能とします。ただし、その場合は「競争的対話申込書」と同時に提出してください。(資料はPDF形式としてください。)当日競争的対話の席上で、参加者が新たな図面、資料等を提示することは認めません。
- (5) 参加者は、令和3年3月2日(火)午後5時15分までに、「競争的対話の実施結果」(様式1-3-3)に、競争的対話の内容および結果について敬体(です・ます体)で記録し、電子メールで県に提出してください。提出先は、「3 事前手続き」の提出先と同一とします。県は、参加者が作成した「競争的対話の実施結果」について確認を行った上で、競争的対話の結果公表のために使用します(6)参照)。また、提出された記録の内容に関して、記載趣旨を明確化するため、問い合わせや修正依頼等を行うことがあります。
- (6) 競争的対話の結果は、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、競争的対話の実施後、令和3年3月5日(金)(予定)にホームページで公表します。
- (7) 競争的対話における県の回答は、ホームページで公表した内容を正式回答とします。